

令和7年度北薩摩観光物産展等企画・運営業務委託に係る企画提案実施要領

1 業務目的

鹿児島県北薩地域の5市町（阿久根市、出水市、薩摩川内市、さつま町、長島町）では、大将季、紅甘夏、ばれいしょなどのかごしまブランドや鶏肉、ブリ、早掘りたけのこなどの安心・安全で豊富な‘食’のポテンシャルを有している。

また、北薩地域は、県北西部に位置しており、全長137kmの九州有数の河川である川内川が流れ、断崖絶壁が広がり恐竜の化石が採掘される「太古の地球を感じる宝の島」をテーマとする甑島、東シナ海に面した風光明媚な海岸線、黒之瀬戸海峡の渦潮やラムサール条約湿地である出水ツルの越冬地及び蘭牟田池などの豊かな自然に恵まれているほか、出水麓や入来麓の武家屋敷群など魅力的な観光資源にも恵まれている。

これら北薩地域の「食」と「観光」の「宝」を活かして、北薩地域の観光情報発信、物産等を販売する観光物産展及び北薩地域の食材を活用したレストランフェアを開催し、北薩地域の県内外における認知度向上や、当該地域への誘客を促進する。

2 業務委託の内容

別添「令和7年度北薩摩観光物産展等企画・運営業務委託仕様書」による。

3 事業費

3,970千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

4 応募要件

企画提案の応募要件は、以下の要件を全て満たす企業又は団体であること。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 自治体及びこれに類する団体、観光団体等で同種の事業実績があること。
- (3) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
 - イ 鹿児島県から指名停止の措置を受けている者
 - ウ 県税の未納がある者
 - エ 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱に規定する「暴力団排除措置の対象となる法人等」に該当する者
- (4) 北薩摩振興推進協議会（以下「協議会」という。）との業務打合せ(随時実施)に、必ず出席（対面会議又はWEB会議）できること。

5 スケジュール

- | | |
|---------------------------------|----------------|
| (1) 企画提案募集開始 | 令和7年6月24日（火） |
| (2) 企画提案の質問受付期限 | 7月4日（金）午後5時必着 |
| ※ 回答は7月11日（金）までに、県ホームページに掲載します。 | |
| (3) 参加申込書提出期限 | 7月15日（火）午後5時必着 |
| (4) 企画提案書提出期限 | 7月22日（火）午後5時必着 |
| (5) 選考結果通知 | 選考終了後、速やかに実施 |
| (6) 受託事業者決定・契約手続開始 | 選考結果通知後、速やかに実施 |

6 応募方法

(1) 提出書類

ア 参加申込書（様式 1）

イ 企画提案書

別添「企画提案書」（様式 2）に、別添仕様書の内容に即した下記の事項を具体的に記載した企画書（様式は任意）を添付して提出すること。

(7) 企画書

(イ) 広報 PR 用ポスター及びチラシのデザイン案（イベントタイトル含む。）その他の広報の提案

(ウ) 事業実施スケジュール

(エ) 委託業務の遂行に係る実施体制

(オ) 類似業務実績

(カ) 特記すべき事項

ウ 参考見積書（任意様式）

- ・ 別添仕様書の業務内容に係る見積について内訳を明記すること。
- ・ 提案に当たっては、3,970 千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限として積算すること。
- ・ 正式な見積については、審査の結果を踏まえ、最も優れた企画を提案した応募者に改めて依頼する。

エ 県が行う契約からの暴力団排除措置に係る関係書類

「鹿児島県役務の提供等の業務に関する競争入札参加資格者名簿」に登録されていない応募者については、別添「誓約書・役員等名簿」（様式 3）を提出すること。

オ 法人の概要書（任意様式）

代表者、所在地、事業内容、役員及び連絡先等を記載すること。

カ 「県税に未納がないこと」を証明する納税証明書

キ その他

これまでの実績やアピールしたい資料があれば、併せて提出すること。

(2) 提出の条件

ア 企画書の提案は、1 者につき 1 案に限る。

イ 提出された企画提案書は返却しないこととし、提出後の修正は認めない。また、提出書類は提案者に無断で審査目的以外で使用しないが、審査作業に必要な範囲において複製を作成する場合がある。

ウ 受託者決定後は、委託者と十分に協議しながら具体的な事業内容等を決定することとし、企画の一部を修正又は変更する場合もある。

エ 企画提案に要する一切の費用は、応募者の負担とすること。

オ 必要により、追加資料提出の要請やヒアリング等を実施する場合がある。

(3) 提出先

10 問合せ先と同じ

(4) 提出部数

上記(1)イ、ウ、オ、カ、キ：6 部

上記(1)エ：1 部

(5) 提出方法

持参又は郵送とする。

(6) 提出期限

令和7年7月22日（火） 午後5時必着

7 質問について

本事業に関する質問については、令和7年7月4日（金）午後5時までに、別添「質問書」（様式4）により、電子メール又はFAXで送信すること。

質問に対しては、質問者に電子メールにより回答を行うとともに、7月11日（金）までに回答を県ホームページに掲載する。

8 審査について

(1) 選定・決定方法

ア 応募のあった提案については、協議会に設置する企画提案選定委員会において、書類審査により事業者を選定することとし、選定結果は応募者全員に通知する。

イ 委託契約については、原則として第一位選定者とするが、委託に関して必要な協議が合意に至らない場合又は提出書類に虚偽の記載がされていた場合はその選定を取り消すとともに、選定委員会で順次以降の者を繰り上げて、当該候補者と協議の上契約する。

ウ 応募が1者のみであった場合又は審査の結果同点となった者が2者以上あった場合は、選定委員会で協議の上決定する。

エ プレゼンテーション等は、原則実施しないこととする。

(2) 審査・選考基準

提案企画について、別添仕様書に示す要件に基づく提案内容の優位性等について、以下の観点から総合的に判断する。

ア 本業務の目的及び内容等の理解度が高く、本事業のコンセプト等に合致した企画提案になっているか。

イ 実施スケジュールは実現可能か。

ウ 実施体制は確立されているか。

エ 見積内容等は適当か。

オ 業務実績は十分か。

9 その他特記事項

(1) 提出された提案書、審査内容及び審査経過については公表しない。また、審査内容及び評価結果に対する異議申し立ては認めないものとする。

(2) 仕様書の内容については、選定事業者と協議の上、予算の範囲内において変更することができるものとする。また、業務の遂行に際し必要な具体の履行条件等を調整の上、選定事業者と契約の手続きを進めるものとする。

(3) 委託業務の実施に際し、仕様書に定めのない事項については、協議会と協議の上、決定するものとする。

10 問合せ先

〒895-8501 鹿児島県薩摩川内市神田町 1-22
北薩摩振興推進協議会
(鹿児島県北薩地域振興局 総務企画部 総務企画課 地域振興係)
担 当 : 松崎
電 話 : 0996-25-5107
F A X : 0996-25-5555
M A I L : kita-sochi@pref.kagoshima.lg.jp